## 佐賀県浄化槽事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)及び 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定により、佐賀県内(佐賀 市を除く)に設置された、又は今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管 理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等の届出)

第2条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者(以下「設置者」という。)は、法第5条第1項に基づき、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書(共同省令様式第1号)又は浄化槽変更届出書(共同省令様式第2号)に、別表1に掲げる添付書類(変更届出書の場合は変更に関係する書類)を添付のうえ、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に2部提出すること。

(届出書の審査)

第3条 保健福祉事務所長は、前条の届出の提出があった場合は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理し、受領印を押し受付番号を付した届出の1部を受付済証として設置者に返却すること。なお、受付番号については、次のとおりとする。

001 01 001

a:市町番号(事務処理要領別紙)

a b c

b:年度(西暦下2桁)

c:届出番号

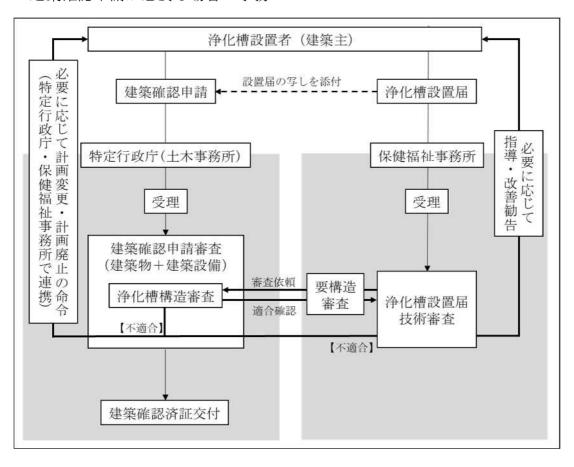
- 2 保健福祉事務所長は、届出を審査し、設置又は変更の計画において保守点検及び 清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めたと きは、届出を受理した日から 21 日(法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定 を受けた型式に係る浄化槽(以下「型式認定浄化槽」という。)にあっては 10 日) 以内に限り、届出をした者に対して必要な指導又は(設置・変更)計画の改善勧告を 行うこと。
- 3 特定行政庁(建築基準法第2条第35項:建築主事を置く市町の区域については 当該市町の長をいい、その他の市町の区域については県知事をいう)は、審査の結 果必要と認めるときは前条第2項の期間内に限り計画の変更又は廃止の命令を行う こと。

(建築確認申請等に伴う事務取扱い)

第4条 設置者は、建築基準法第6条第1項に基づく建築等の確認申請又は同法第18 条第2項に基づく建築等の計画通知を必要とする場合には、あらかじめ保健福祉事 務所長から浄化槽設置届出書又は変更届出書の1部を受付済証として交付を受け、 その写しを建築確認申請書又は建築計画通知書に添付して建築主事に提出すること。

2 設置者は、指定確認検査機関に建築等の確認申請を行った場合には、前項の規定 にかかわらず、浄化槽設置後の適正な維持管理の確認のため使用開始報告書提出時 までに、浄化槽設置届出書に準じた届出書に別表1に定める6から9までの書類を 添付して、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

<建築確認申請が必要な場合の事務フロー>



(公共浄化槽設置計画の協議申出等の事務取扱い)

- 第5条 公共浄化槽を設置しようとする市町長は、法第12条の5第4項に基づき、公共浄化槽設置計画協議申出書(事務処理要領様式第2号の2)に別表1に定める添付書類を添付したものを2部、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。なお、協議申出書は原則、着工予定日の21日(型式認定浄化槽にあっては10日)前までに提出すること。
- 2 公共浄化槽の設置計画を変更しようとする場合、市町長は公共浄化槽設置計画変 更協議申出書(事務処理要領様式第2号の3)に別表1に定める添付書類のうち変 更に関係する書類を添付したものを2部、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事 務所長に提出すること。
- 3 協議申出の際に浄化槽の種類を未定として提出した場合であって、使用予定であ

る浄化槽の機種一覧を保健福祉事務所に事前に書面で説明し了承を得た場合に限り、 市町長はそれが決定した際には前項の規定によらず、第11条に規定する報告書を提 出すること。

- 4 保健福祉事務所長は、協議申出書の受理を第3条第1項に準じて行うこと。
- 5 保健福祉事務所長は、協議申出を審査し、内容が相当であると認めた場合は、事 務処理様式第2号の2又は第2号の3の右欄により同意書を発出すること。

#### (工事の検査)

第6条 保健福祉事務所長は、必要に応じ、建築主事と協議のうえ工事の中間検査又は竣工検査を実施し、工事不良の浄化槽については設置者又は浄化槽工事業者に対して必要な指導を行うこと。

#### (使用開始報告)

- 第7条 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、法第10条の2第1項に基づき、浄化槽使用開始の日から30日以内に、別表2に掲げる関係書類を添付した浄化槽使用開始報告書(細則様式第1号)を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。
- 2 浄化槽管理者は、使用開始時に設置届出書、公共浄化槽設置計画協議申出書、変 更届出書又は公共浄化槽設置計画変更協議申出書に記載の浄化槽設置場所の住居表 示が合筆等で変更された場合又は浄化槽管理者住所が変更された場合は前項に合わ せて報告すること。

#### (技術管理者の変更)

第8条 浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、法第10条の2第2項に基づき、変更の日から30日以内に技術管理者変更報告書(細則様式第2号)に別表3に掲げる関係書類を添付し、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

### (浄化槽管理者の変更)

第9条 浄化槽管理者は、浄化槽管理者に変更を生じたときは、法第10条の2第3項に基づき、変更の日から30日以内に別表4に掲げる関係書類を添付した浄化槽管理者変更報告書(細則様式第3号)を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

#### (浄化槽の休止又は再開)

第10条 浄化槽管理者は、法第11条の2第1項に基づき、浄化槽の使用の休止にあたって当該浄化槽の清掃をしたときは、清掃の記録(浄化槽清掃報告書の写し)を添付した浄化槽使用休止届出書(規則様式第1号)を保健福祉事務所長へ提出すること。

2 浄化槽管理者は、使用休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、法第 11 条の 2 第 2 項に基づき、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から 30 日以内に、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写しを添付した浄化槽使用再開届出書(規則様式第 1 号の 2 )を保健福祉事務所長へ提出すること。

#### (浄化槽に関する報告書)

- 第11条 浄化槽設置届出書等を提出後、次に掲げる事態が生じた場合、浄化槽設置者又は浄化槽管理者は速やかに別表5に掲げる関係書類を添付した浄化槽に関する報告書(事務処理要領様式第3号)を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。
  - (1)設置者が、浄化槽設置届出書又は公共浄化槽設置計画協議申出書を提出後、当該 浄化槽を設置するまでに取りやめる場合
  - (2) 浄化槽設置届出書又は変更届出書の記載事項(設置者住所、設置場所の地名地番、浄化槽管理者住所、放流先、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、建物の用途、延べ面積、配管等)に変更が生じた場合(第2条に基づき届出された変更並びに第7条第2項、第8条及び第9条に基づき報告された変更を除く。)
  - (3)公共浄化槽設置計画協議申出書又は変更協議申出書の記載事項(設置者住所、設置場所の地名地番、浄化槽管理者住所、放流先、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、建物の用途、延べ面積、配管等)に変更が生じた場合(第5条第2項により協議する事項並びに第7条第2項、第8条及び第9条に基づき報告された変更を除く)又は第5条第3項に基づく報告を行う場合

#### (浄化槽の廃止)

- 第12条 浄化槽管理者は、浄化槽を廃止したときは、法第11条の3に基づき、廃止の日から30日以内に浄化槽清掃報告書の写しを添付した浄化槽使用廃止届(規則様式第1号の3)を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。
- 2 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び指定検査機関は、浄化槽の保守点検、 清掃及び法定検査業務の中で、廃止の可能性がある浄化槽を覚知した場合は、浄化 槽管理者に浄化槽使用廃止届の提出が必要の旨を助言するとともに、浄化槽の設置 場所を管轄する保健福祉事務所長に浄化槽廃止確認報告書(事務処理要領様式第4 号)により報告すること。
- 3 保健福祉事務所長は、第1項の浄化槽廃止届が未提出の場合は、当該浄化槽管理 者へ速やかに浄化槽廃止届を提出するよう指導すること。また、当該浄化槽が未清 掃の場合、併せて清掃実施について指導すること。

(関係機関への通知)

- 第13条 保健福祉事務所長は、浄化槽の設置届、変更届、使用廃止届、使用開始報告等各種届出書等の提出状況(事務処理要領様式第5号)を1か月毎にとりまとめ、翌月10日までに下水道課長及び指定検査機関へ通知すること。
- 2 保健福祉事務所長は、浄化槽の設置届、変更届、使用廃止届、使用開始報告等各種届出書等の提出状況(事務処理要領様式第4号)のうち、市町が必要とするものについて、市町と協議した期間ごとにとりまとめ、市町長へ通知すること。

### (浄化槽設置者講習会)

- **第14条** 浄化槽を設置しようとする者は、第2条に定める浄化槽設置届出書を提出する前に、浄化槽設置者講習会を受講すること。ただし、過去に受講済であり、浄化槽設置者講習会の受講済証を提出できる場合にあってはその限りではない。
- 2 新たに浄化槽管理者となる者は、第9条に定める浄化槽管理者変更報告書を提出する前に、浄化槽設置者講習会を受講すること。ただし、過去に受講済であり、浄化槽設置者講習会の受講済証を提出できる場合にあってはその限りではない。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別表1 設置届等に関する添付書類

別衣 1	設直油寺に関する <u>你</u> 们青頬	
	添付書類	備考
1	・ 建築物の敷地内配置図及び周辺図	・ 各寸法を記入すること
	• 各階平面図	・ 井戸及び地下式貯水槽があ
	・ 求積計算図(人槽算定で面積計算する	る場合は、その位置と浄化
	場合)	槽までの距離を記入するこ
		کے
		・ 放流先が分かる図面を添付
		すること。
2	• 屋内外排水配管図	・ 埋設・露出配管の区別が分
		かるように記入すること
		・ 汚水桝と雨水桝の区別が分
		かるように記入すること
3	• 浄化槽構造図	
4	• 設計計算書	・ 型式認定浄化槽にあって
		は、その浄化槽の型式認定
		における処理対象人員が不
		特定の場合
5-1	・ 建築基準法第 68 条の 10 第 1 項に基づ	・ 型式認定浄化槽の場合。
	く型式適合認定書の写し	
	・ 浄化槽法第 13 条(又は第 16 条)に基	
	づく型式認定書の写し	
5-2	• 処理工程図	・ 型式認定を受けていない浄
	・ 仕様書(容量計算、配筋計算、配筋シ	化槽の場合
	ーケンス図、浄化槽(現場打)構造関	
	係チェックリスト(事務処理要領様式)	
	第1号))	
5-3	・ 基準法第 68 条の 26 第1項に基づく認	<ul><li>国土交通大臣が定めた構造</li></ul>
	定書	方法(昭和 55 年建設省告示
		第 1292 号)以外の構造方法
		の浄化槽で建築基準法施行
		令第35条第1項の規定に適
		合する旨の認定を必要とす
		る浄化槽の場合
6	・ 法第7条に基づく浄化槽設置状況検査	
	依頼受付済証	
7	・浄化槽の設置又は管理に関する誓約書	
	(事務処理要領様式第2号)	

		備考
8	・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の	NIM A
	写し又はそれに相当するもの	
9	・ 浄化槽清掃業者との委託契約書の写し	
	又はそれに相当するもの	
10	・浄化槽設置者講習会の受講済証の写し ・(やむを得ず設置届出書提出までに受講できない場合)浄化槽使用開始報告書提出までに浄化槽設置者講習会を受講する旨の誓約書	受講対象者は、受講を希望する者又は浄化槽の設置を予定している者若しくは新たに浄化槽管理者となる者で、次のとおりとする。 ① 個人用住宅 … 浄化槽設置者 (管理者) 本人又は同居する成人 ② 集合住宅 … 集合住宅の家主、浄化槽の管理について権原を有する者(法人にあっては従業員を含む。) ③ 事業所 … 浄化槽を使用する事業所
		で浄化槽管理を担当する従
11	<ul><li>処理対象人員が 501 人以上で技術管理</li></ul>	業員 ②の場合、浄化槽技術管理者講
	者を置かなければならない場合は、次	習会を受講することが望まし
	に掲げる関係書類(①及び②又は③)	い。
	① 浄化槽管理士免状の写し	
	② 処理対象人員が 501 人以上の規模	
	の浄化槽の保守点検及び清掃に関	
	する技術上の業務に関し2年以上	
	実務に従事した(浄化槽の保守点検	
	と清掃の実務経験を合わせたもの)	
	旨を証する書類	
	③ 浄化槽技術管理者講習会修了証の	
	写し(ただし、技術管理者が決まっ	
	ていない場合は、浄化槽の使用開始	
	報告時に添付)	
12	・ その他保健福祉事務所長が必要と認め	
	る書類	

別表 2 使用開始報告に関する添付書類

区川内和市に関するが自身		
添付書類		
・ 使用開始直前の保守点検記録		
・工事写真		
次の工程毎に、工事名、撮影年月日、浄化槽の名称等を記入した黒板及		
び測量ポールと一緒に撮影したもの。ただし、市町設置型の認定浄化槽		
であって、市町が施工管理を行っている場合は省略することができる。		
① 浄化槽設備士が実施に監督していることを示す写真		
② 浄化槽本体 (プレートなど型式がわかるもの)		
③ 基礎工事(栗石地業、配筋及びコンクリート)の状況を示す写真		
④ 本体据付時の写真(水張りを行い水平を保ちつつ埋め戻し水締め及		
び突き固めを行っている状況を示しているもの)		
⑤ 上部スラブ工事(配筋及びコンクリート)の状況を示す写真		
⑥ 耐圧版等の補強及び嵩上げが必要な場合はその状況を示す写真		
⑦ ブロワの設置状況(基礎と地盤の高さがわかるもの)の写真		
・ 技術管理者を要する浄化槽の設置届出時に技術管理者に関する書類を		
添付していない場合は、次に掲げる関係書類(①及び②又は③)		
① 浄化槽管理士免状の写し		
② 処理対象人員が 501 人以上の規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関		
する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した(浄化槽の保守点		
検と清掃の実務経験を合わせたもの)旨を証する書類		
③ 浄化槽技術管理者講習会修了証の写し		
・設置届出時に浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書		
の写しを添付していない場合は、委託契約書の写し		
・ その他保健福祉事務所長が必要と認める書類		

別表3 技術管理者の変更に関する添付書類

	添付書類	
1	・ 浄化槽管理士免状の写し	
2-1	・ 処理対象人員が 501 人以上の規模の浄化槽の保守点検及	2-1又は2
	び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事	-2を添付す
	した(浄化槽の保守点検と清掃の実務経験を合わせたも	ること
	の) 旨を証する書類	
2-2	・ 浄化槽技術管理者講習会修了証の写し	2-1又は2
		-2を添付す
		ること

別表4 浄化槽管理者の変更に関する添付書類

		T
	添付書類	備考
1	・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の	同居の家族間の変更で、法定
	写し	検査等で適正に保守点検され
		ていることが確認できる場
		合、省略することができる。
2	・ 浄化槽清掃業者との委託契約書の写し	同居の家族間の変更で、法定
		検査等で適正に清掃されてい
		ることが確認できる場合、省
		略することができる。
3	・ 浄化槽設置者講習会の受講済証書の写	同居の家族間の変更で、変更
	し又は浄化槽設置者講習会を受講する	後の管理者が浄化槽の維持管
	旨の誓約書	理についての知識がある場
		合、省略することができる。
4	・ 浄化槽の設置又は管理に関する誓約書	
	(事務処理要領様式第2号)	

# 別表 5 浄化槽に関する報告書に関する添付書類

	添付書類	備考
1	・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の	浄化槽保守点検業者を変更し
	写し	た場合
2	・ 浄化槽清掃業者との委託契約書の写し	浄化槽清掃業者を変更した場
		合
3	・ 変更に係る図面	延べ面積、配管等を変更した
		場合
4	・ 変更に係る資料	公共浄化槽協議申出書に係る
		変更の場合
5	・ その他保健福祉事務所長が必要と認め	
	る書類	

 0 0 1
 0 1
 0 0 1
 a : 市町村番号

 a
 b
 C
 b : 年度 (西暦下 2 桁)

 c : 届番号

	H14	~H16
ſ	番号	市町村名
1	01	佐賀市
2	02	唐津市
3	03	鳥栖市
4	04	多久市
5	05	伊万里市
6	06	武雄市
7	07	鹿島市
8	08	諸富町
9	09	川副町
10	10	東与賀町
11	11	久保田町
12	12	大和町
13	13	富士町
14	14	神埼町
15	15	千代田町
16	16	三田川町
17	17	東脊振村
18	18	脊振村
19	19	三瀬村
20	20	基山町
21	21	中原町
22	22	北茂安町
23	23	三根町
24	24	上峰町
25	25	小城町
26	26	三日月町
27	27	牛津町
28	28	芦刈町
29	29	浜玉町
30	30	七山村
31	31	厳木町
32	32	相知町
33	33	北波多村
34	34	肥前町
35	35	玄海町
36	36	鎮西町
37	37	呼子町
38	38	有田町
39	39	西有田町
40	40	山内町
41	41	北方町
42	42	大町町
43	43	江北町
44	44	白石町
45	45	福富町
46	46	有明町
TU		
47	47	太良町
ŀ	47	塩田町

Γ	Н	1 7
F	番号	市町村名
1	201	佐賀市
2	202	唐津市
3	203	鳥栖市
4	204	多久市
5	205	伊万里市
6	206	武雄市
7	207	鹿島市
8	208	小城市
9	301	諸富町
10	302	川副町
11	303	東与賀町
12	304	久保田町
13	305	大和町
14	306	富士町
15	321	神埼町
16	322	千代田町
17	323	三田川町
18	324	東脊振村
19	325	脊振村
20	326	三瀬村
21	341	基山町
22	345	上峰町
23	346	みやき町
24	382	七山村
25	387	玄海町
26	401	有田町
27	402	西有田町
28	421	山内町
29	422	北方町
30	423	大町町
31	424	江北町
32	425	白石町
33	441	太良町
34	442	塩田町
35	443	嬉野町

	H18∼		
	番号	市町村名	
1	201	佐賀市	
2	202	唐津市	
3	203	鳥栖市	
4	204	多久市	
5	205	伊万里市	
6	206	武雄市	
7	207	鹿島市	
8	208	小城市	
9	209	嬉野市	
10	210	神埼市	
11	302	川副町	
12	303	東与賀町	
13	304	久保田町	
14	327	吉野ヶ里町	
15	341	基山町	
16	345	上峰町	
17	346	みやき町	
18	387	玄海町	
19	401	有田町	
20	423	大町町	
21	424	江北町	
22	425	白石町	
23	441	太良町	

	H 2 0 ∼		
	番号	市町村名	
1	201	佐賀市	
2	202	唐津市	
3	203	鳥栖市	
4	204	多久市	
5	205	伊万里市	
6	206	武雄市	
7	207	鹿島市	
8	208	小城市	
9	209	嬉野市	
10	210	神埼市	
11	327	吉野ヶ里町	
12	341	基山町	
13	345	上峰町	
14	346	みやき町	
15	387	玄海町	
16	401	有田町	
17	423	大町町	
18	424	江北町	
19	425	白石町	
20	441	太良町	